

図表1 戸籍(現行のもの)における記載内容例

本籍	養親の氏名・ 養親との続柄
筆頭者氏名	
氏名	夫婦について
出生年月日	夫または妻である旨
戸籍に入った原因と その年月日	入籍前の戸籍の表示
実父母の氏名・ 実父母との続柄	離婚や死亡に 関する事項
	その他、法務省令で 定める事項

図表2 戸籍に届け出る事由

出生	推定相続人の廃除
認知	入籍
養子縁組・養子離縁	分籍
婚姻・離婚	国籍の得喪
親権・後見	氏名の変更
死亡・失踪	転籍
生存配偶者の復氏・ 婚姻関係の終了	就籍

「不動産登記」の場面です。ご存じのとおり、戸籍を過去にさかのぼってたどると、相続人を特定することができます。預金の相続人を特定するため、不動産所

目には図表1のようなものです。記載事項について、例えば「本籍」「筆頭者氏名」をみてみましょう。これらは、特定個人の戸籍を検索するうえで不可欠の事項とされています(2点を合わせて「戸籍の表示」という)。本籍は「戸籍の所在場所」で、本人の居住地とは別のものです。したがって現実には、本籍と現住所が異なっていることが多いです。「筆頭者」とは、「その戸籍の一番最初に記載してある人」のことです。本人が死亡してもその戸籍上での位置の変更はありません。婚姻の届出をする際に夫の氏を名乗ることとした場合は夫が戸籍の筆頭者となり、妻の氏であれば妻が戸籍の筆頭者となります。また婚姻のほかにも、戸籍に関

する届出にあたっては、図表2のような事由が挙げられます。戸籍上のすべての事項を証明するものを「全部事項証明書」(いわゆる戸籍謄本)、ある個人についての事項を証明するものを「個人事項証明書」(いわゆる戸籍抄本)といいます。編纂されている戸籍の構成員がすべて異動または死亡した場合に「除籍」という扱いになります。除籍について証明したい場合は、「除籍謄本(抄本)」を取得することができます。同様に、除籍のすべてを証明するものも全部事項

項証明書・個人を証明するものは個人事項証明書と呼ばれます。日本国籍を持つ人において、日本国籍を有する人)には、必ず戸籍が記されています。戸籍は日本人のためにあるとも言え換えられます。戸籍制度が開始されたのは明治

5年、江戸時代の「宗門人別帳」を踏襲したものとされます。明治5年は申年で壬申の年だったので「壬申戸籍」と呼び、それが戸籍制度の始まりとされています。仕組み上外国人には戸籍がありませんが、日本に帰化すると戸籍に記載されます。在日外国人にとっては、住民基本台帳が戸籍や住民票の代わりを果たしています。戸籍の目的としては、前述の内容とも重複しますが、1つは本人の存在の証明、つまりだれを親として生まれ・どの氏名を持って日本人として存在しているか——と

民法70条に「夫婦は、婚姻の際に定めることに従い、夫又は妻の氏を称する」という規定がありますが、これが「夫婦同姓」を強制するもので、憲法違反である——という訴訟がなされています。平成27年の判決では「現行の制度は憲法に違反しない」とされました(最大判平27・12・16)。その後再び訴訟が提起され、令和3年にも同様の判決が出されました(最大判令3・6・23)。一方で、本テーマには補足意見・反対意見も多く示されています。戸籍制度の改正は現段階では困難とされるものの、議論は今後も引き続き行われるものと思われ

制度にまつわる疑問を解消！ 戸籍のキホン 一問一答

Q&A
で
理解する

戸籍を取り扱うために必要な基本事項について、Q&A形式で解説します。

A

まず、戸籍とはどんな制度か・どんな記載内容で構成されるものかをみていきましょう。法務省は、戸籍制度について以下のように定義しています。「日本国民の国籍とその親族的身分関係(夫婦、親子、兄弟姉妹等)を戸籍簿に登録し、これを公証する制度です。また、人の身分関係の形成(婚姻、離婚、縁組、離縁等)に関与する制度でもあります」

を新しく作ることを意味する)単位として作られています。「1組の夫婦」と「その夫婦と氏名が同じである子」ごとのそれぞれの欄に、名前のほか、出生・死亡に関する事項、婚姻・離婚の夫婦関係、親権者に関する事項などが記載されています。

「本籍・筆頭者をはじめとしたさまざまな事項の記載がある」

つまり、国として国民1人ひとりの身分関係の事実を登録し、証明するものということです。詳細な記載内容については後述しますが、現在の戸籍については「1組の夫婦、およびその夫婦と同じ氏の未婚の子」を編製(戸籍

戸籍は「戸籍法」に基づく届出により記録され、本籍地のある市区町村役場で登録・保管されています。戸籍があれば、その写しを取得することができます。証明書として戸籍の写しが必要な場合は、本籍地の市区町村役場に請求することになります。現在の戸籍に記載されている項

有者の相続人を特定する目的で、戸籍を調べることが求められています。そのほかにも、訴訟の手続きや家系図の作成などにも必要となります。また、戸籍に関する近年のトピックとしては「夫婦別姓」問題があります。民法70条に「夫婦は、婚姻の際に定めることに従い、夫又は妻の氏を称する」という規定がありますが、これが「夫婦同姓」を強制するもので、憲法違反である——という訴訟がなされています。平成27年の判決では「現行の制度は憲法に違反しない」とされました(最大判平27・12・16)。その後再び訴訟が提起され、令和3年にも同様の判決が出されました(最大判令3・6・23)。一方で、本テーマには補足意見・反対意見も多く示されています。戸籍制度の改正は現段階では困難とされるものの、議論は今後も引き続き行われるものと思われ

Q1

そもそも戸籍とは何？だれのための・何を目的にした制度なの？

